気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：口頭陳述

令和6年（2024年）12月
地球規模課題審議官組織
国際法局

1　経緯

- 2023年3月29日、**国連総会**は、バヌアツが主導し、**我が国を含む合計132か国が共同提案国入り**した**「気候変動に係る諸国の義務に関する国際司法裁判所（ICJ）への勧告的意見の要請」決議**をコンセンサスにて採択。
- 陳述書の提出：我が国は2024年3月22日提出
- 各国の陳述書に対する意見書の提出：我が国は2024年8月15日提出
- 口頭陳述：2024年12月2日～13日（我が国は12月9日に陳述を実施済）

国際司法裁判所
（ICJ）

2　要請内容

国連憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、パリ協定、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）、相当の注意義務（duty of due diligence）、世界人権宣言に基づく権利、環境に対する重大な損害の防止原則及び海洋環境を保護し保全する義務に照らし、

【設問1】 **諸国は、諸国及び現在・未来の世代のために**人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、**どのような国際法上の義務を負うか**。

【設問2】 作為・不作為により気候系及び環境のその他の部分に重大な損害を生じさせた場合において、
①**諸国（特に、地理的条件や開発レベルのために、気候変動によって被害若しくは特別な影響を受けており、又は気候変動に特に脆弱である小島嶼開発途上国を含む。）との関係**で、及び
②**気候変動の影響を受ける現在及び未来の世代の人々・個人との関係**で、諸国の**かかる義務の下での法的帰結はいかなるものであるか。**

気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：口頭陳述概要

3 陳述の概要

（注）中村和彦地球規模課題審議官、高村ゆかり東京大学教授、ミロン・アンジェ大学教授が陳述。

（1）気候変動に関する我が国の基本的立場

- 気候変動は、「気候危機」とも呼ぶべき人類共通の待ったなしの課題。世界の気温上昇を1．5℃に制限するためには、主要排出国を含む全ての国が団結して取り組む必要がある。我が国は、**2050年ネット・ゼロと整合的で野心的な目標として、2030年度に46%の排出削減を目標**とし、着実に実施。
- 途上国の気候変動支援対策として、2021年から2025年まで**全体で700億ドル規模**の支援にコミットし、着実に実施。この中には、**緑の気候資金（GCF）**への拠出及び**ロス＆ダメージに対応するための基金（FRLD）への世界に先駆けての拠出**が含まれる。さらに、**二国間クレジット制度（JCM）**を実施。

（2）適用可能な法

- **気候変動対策に関する国際法上の義務は**、環境分野における**慣習国際法上の原則を踏まえて発展した個別の国際約束に基づく**。つまり、気候変動対策に関する具体的な義務を規定する国際約束である**UNFCCC及びパリ協定**に照らして、各国の義務を判断すべき。

（3）相当の注意(due diligence)

- 相当の注意は、画一のものではなく、**実体法上の義務に応じて内容が変化**。気候変動分野では、**気候変動関連条約やその締約国会議（COP）決定の内容に応じて進化**。これらの条約では、実体法上の義務を担保する手続的側面として、例えば、通報、情報交換、事前協議、影響評価、モニタリング、協力について規定。相当の注意は、締約国の行動の基準となるもの。

口頭手続に参加する日本代表団（写真出典：国際司法裁判所（ICJ）サイト）

気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：口頭陳述概要

3　陳述の概要（続き）

（4）「気候変動に関する国家が負う義務」に関する我が国の立場【設問1】

- **温室効果ガスの排出自体は、国際法によって禁じられておらず、気候変動関連条約によって規制されているのみ**。気候変動対策における先進国の先導的役割は認識するが、**国際法上、義務の遡及適用はなく、歴史的責任は生じない。誠実に協力する**(cooperate in good faith)**義務**は重要。**義務の内容の進化は気候変動条約体制に不可分一体**のものとして組み込まれており、**遡及適用の試みはかかる進化に向けた野心と完全に矛盾する。歴史的責任と違法行為に対する国家責任とは異なる概念。**

（5）気候変動における慣習国際法と個別の国際約束との関係

- 気候変動の文脈では、慣習国際法上、相当の注意の特定の基準は定められていない。「関連する国際規範・基準」であるパリ協定は、気候変動の文脈における相当の注意の基準として参照される。
- パリ協定第4条2及び第4条9では、締約国は、5年ごとに**国が決定する貢献（NDC）**を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目標を達成するため、**緩和に関する国内措置**を遂行する。これらは、**行動の義務であり、結果の義務ではない。更新されるNDCは、直前のNDCを超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとする（第4条3）。**
- **共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力（CBDR－RC）は、その意味内容が変遷している。パリ協定における「各国の異なる事情」の文言の追加は、このことを明確にするもの。**

陳述する中村和彦地球規模課題審議官（写真出典：国際司法裁判所（ICJ）サイト）

気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：口頭陳述概要

3　陳述の概要（続き）

（6）「国家の義務の下における作為・不作為により気候変動の影響を受けた諸国及び人々に対する法的帰結」に関する我が国の立場【設問2】

- **慣習国際法上の国際違法行為の責任**が関連条約・慣習国際法に違反する温室効果ガスの排出に**適用されることは明白**。しかし、設問にある**「法的帰結」の含意はより広く**、また**設問自体が一般的・抽象的**であり、国際違法行為の**責任の所在を特定することはできない**。
- パリ協定における損害に関する規定は、第8条（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（loss and damage）の回避、最小限化及び対処）であるが、第8条の実施は協力的な性質であり、2015年の第21回締約国会議（COP21）において、第8条は**「いかなる責任や補償も伴うものではなく、その根拠となるものではない」との決定を採択**している。
- 各国の異なる事情に照らした共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則を反映し、**パリ協定第9条は、先進締約国に対し、緩和及び適応に関し、途上国を支援するため、資金を供与する集団的義務を課している。先進締約国以外は支援を提供することが奨励されている。**2022年、締約国は、気候変動の悪影響に特に脆弱な国を支援するための基金を設置し、同基金は**2023年に運用を開始**している。

陳述する高村ゆかり東京大学教授（左）及びミロン・アンジェ大学教授（右）
（写真出典：国際司法裁判所（ICJ）サイト）